

尼崎市都市計画審議会の専門分科会の設置に関する規則

令和3年6月25日

規則第41号

改正 令和4年12月28日規則第55号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市都市計画審議会条例(昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会の専門分科会(以下「分科会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 尼崎市都市計画審議会に、次の各号に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項を調査審議することとする。

- (1) 都市計画分科会 条例第2条第1号に掲げる事項
- (2) 住宅政策分科会 条例第2条第2号に掲げる事項
- (3) 公園緑地分科会 条例第2条第3号に掲げる事項
- (4) 住環境分科会 条例第2条第4号に掲げる事項
- (5) 都市美分科会 条例第2条第5号に掲げる事項
- (6) 交通政策分科会 条例第2条第6号に掲げる事項

2 分科会に属する委員(当該分科会に専属委員が置かれる場合は、当該専属委員を含む。)の定数は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画分科会 10人
- (2) 住宅政策分科会 8人
- (3) 公園緑地分科会 13人
- (4) 住環境分科会 11人
- (5) 都市美分科会 9人
- (6) 交通政策分科会 20人

(令4規則55・一部改正)

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、令和3年6月27日から施行する。

付 則(令和4年12月28日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。